

令和6年度概算要求の考え方 (拠出金関係)

令和6年度概算要求の考え方

令和6年度概算要求における事業主拠出金関係の事業については、以下の項目について所要額を精査するとともに、「こども未来戦略方針」を踏まえ検討を行っていく。

検討項目

(1) 児童手当等交付金

支給対象児童数等の動向や直近の経済状況等を踏まえ、所要額を精査する。

(2) 子どものための教育・保育給付

「新子育て安心プラン」の推進のため、市町村が作成する「新子育て安心プラン実施計画」の積み上げをもとに所要額を精査する

(3) 地域子ども・子育て支援事業

① 放課後児童健全育成事業

約152万人分の受け皿整備を着実に進めていくため、所要額を精査する。

② 延長保育事業

延長保育を必要とする者に適切に提供できるよう、事業の実施状況を踏まえ、所要額を精査する。

③ 病児保育事業

病児保育を必要とする者に適切に提供できるよう、事業の実施状況を踏まえ、所要額を精査する。

(4) 仕事・子育て両立支援事業

① 企業主導型保育事業

事業の実施状況等を踏まえ、所要額を精査する。

② ベビーシッター利用者支援事業

事業の実施状況等を踏まえ、所要額を精査する。

③ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

事業の実施状況等を踏まえ、所要額を精査する。

(5) 令和6年度の拠出金率

令和5年度においては0.36%としているが、子どものための教育・保育給付や企業主導型保育事業等の所要額や、積立金の状況等を精査の上、設定する。

新子育て安心プランの概要

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。

(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への **整備費等の補助率の嵩上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・ **保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
 - ・ **巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・ **保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・ **短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・ **保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・ **幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・ **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・ **ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和3年度税制改正で対応】
- ・ **企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・ **育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブの実施状況（速報値）

1. 調査概要

対象：放課後児童クラブを実施している自治体 1,633市区町村

調査時点：令和5年5月1日

2. 調査結果

○ 登録児童数：1,445,459人（前年比53,301人増）

○ 支援の単位数〈注1〉

：36,740支援の単位（前年比531支援の単位増）

○ 利用できなかった児童数（待機児童数）〈注2〉

：16,825人（前年比1,645人増）

〈注1〉 支援の単位とは、児童の集団の規模を示す基準であり、放課後児童クラブでの活動は、この支援の単位を基本として行っている。

〈注2〉 調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが利用（登録）できなかった児童の数。

※本調査は、速報値のため、今後自治体による修正等により、若干の数字の変動が発生することにご留意ください。